

電力・ガス取引監視等委員会

第8回料金制度専門会合

1. 日時：令和3年10月13日（水） 10：30－12：30
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、岩船委員、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW事業監視課長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視等委員会第8回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局のNW事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日は3時間半の長時間にわたりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

初めに、本会合の構成員に変更がございましたので、御紹介させていただきます。資料2を御覧ください。今回より新しく専門委員として中央大学大学院法務研究科・安念潤司様に就任いただいております。安念委員より一言お願いいたします。

○安念委員　御紹介いただきました中央大学の安念と申します。

実は3.11の直後から数年間、料金審査というものに携わっておりまして、そのとき山内先生、圓尾先生、梶川先生、松村先生などにはいろいろ御指導いただいてまいりました。その審査の権限がこの監視等委員会に移った後も、ガス導管事業者と電力託送料金の審査を致しましたところで、私はそこから抜けさせていただいたという経緯がございました。

今回資料を拝見いたしますと、私が託送料金の審査に携わったのはせいぜい5～6年前のことなのですが、当時としては随分苦労してきた作業だったと記憶しているのですが、議論の精緻さの程度が全然違っておりまして、5～6年前の作業がそれでも牧歌的な感じがするほどでございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 ありがとうございました。以後よろしく願いいたします。

 なお、本日は北本委員、河合委員、華表委員、松村委員は遅れての御出席、梶川委員、松村委員、村上委員は途中で御退席される予定でございます。

 それでは、議事に入りたいと思いますが、山内座長が事情により10分ほど遅れる予定となっております。山内座長より事務局からの資料の説明を始めておいてほしいとの御指示を頂いていますので、そのようにさせていただきたいと存じます。

 本日の議題は、議事進行に記載した2つでございます。

 では、まず議題1、託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計についてに関し、事務局より御説明させていただきます。

 それでは、資料3を御覧いただけますでしょうか。こちらの2ページでございます。託送料金制度改革の狙いということで、全体像ということになってございます。

 3ページは、従前よりお示ししているレベニューキャップ制度の概要ということで、4ページは料金制度WGで議論した論点の全体像となっております。

 5ページでございますが、料金制度WGの検討経緯ということでございまして、2020年7月から12月にかけて料金制度専門会合を開催し、レベニューキャップ制度の骨格となる各論点について御議論いただいた上で、それを踏まえより詳細な論点については、2021年1月以降、計6回料金制度WGを開催し、必要な議論を行い、取りまとめを行ったところでございます。

 これを踏まえ、今回料金制度WGでの取りまとめ内容について御報告した上で御意見を頂きたいというものでございます。

 6ページでございますが、さきの各論点項目について御報告するものでございます。

 続きまして8ページでございますが、論点1、目標とインセンティブの設定ということでございます。

 9ページでございますが、目標とインセンティブの設定についての各項目は、下記のとおりとしていたところでございます。

 続きまして12ページでございますけれども、インセンティブの設定、収入上限の引上げと引下げの対象としていたものにつきましては、12ページと13ページの色塗りをしてある4項目ということになっております。

 14ページ、まず1番目、停電対応というところでございます。停電対応につきましては、18ページの報告1及び19ページにございますように、第1規制期間におきましては、低圧

(電灯) 需要家のところに関しまして停電量の目標を設定すると。第2規制期間においては、低圧以外も目標の対象とすることを目指してはどうかというところでございます。

20ページでございます。こちらは、停電の推計方法については以下のとおりとしてはどうかということでございます。

続きまして21ページ、停電対応の評価対象とする停電要因でございますけれども、内生的な要因によって発生した停電のみを目標の対象とすることを基本としてはどうかと。ただし、外生的な要因による事故停電や作業停電については、目標における評価対象とはしませんが、実績については報告を求め、確認を行うこととしてはどうかということでございます。

続きまして22ページと23ページでございますけれども、停電要因が原因不明と分類されているケースや、外生・内生要因の分類がなされていないケースにつきましては、外生・内生要因の分類がなされている系統の停電時間における外生・内生要因比率で案分を行って推計することとしてはどうかということでございます。

続きまして24ページでございますけれども、停電対応の目標設定ですが、目標において目指すべき停電の具体的な水準については、第1規制期間において高経年化対策におけるリスク量をまずは現状水準以下に維持するとしていることも参考に、過去5年間の停電量実績を上回らない水準を設定してはどうかということで、具体的には25ページにございますように、事業者間の横比較と縦比較、事業者間の経年比較を組み合わせ、具体的な評価を行うこととしてはどうかということで、具体的には25ページの下にございますとおり、規制期間における停電量が自社の過去実績から5%以上減少した場合、かつ規制期間における停電量の割合が少ないほうから、10社中3位以内の場合はボーナスを付与すると。反対に規制期間における停電量が自社の過去実績から5%以上増加かつ規制期間における停電量の割合が少ないほうから10社中4位以下という場合は、ペナルティを付与するということとしてはどうかということでございます。

続きまして26ページ、新規再エネの早期かつ確実な連携ということでございます。こちらについては、28ページにございますように、目標設定については目標①、接続検討の回答期限超過件数をゼロにすること、目標②、契約申込みの回答期限超過件数をゼロにすることとしてはどうかということで、再エネ電源と合意した受電予定日からの遅延件数をゼロにすることにつきましては、再エネ事業者と一送で合意の上、受電予定日を変更することが通例ということで、実際に遅延が発生するのは裁判に発展するケースのみであり、各

社過去5年間において訴訟実績がないことを確認していることから、目標として設定しないこととはどうかということでございます。

続きまして34ページ、具体的な評価方法でございますけれども、これにつきましても横比較と縦比較を組み合わせ、具体的な評価を行うこととはどうかということ、また送配電等業務指針を遵守し、接続検討及び契約申込みを回答期限内に行うことを求めていく観点からは、ペナルティのみを設定し、ボーナスを設定しないこととはどうかということ、具体的には34ページの下にあるように、規制期間における回答期限超過割合が自社の過去実績を上回る、かつ規制期間における回答期限超過割合が少ないほうから10社中4位以下という場合にペナルティを付与することとはどうかというものでございます。

続きまして35ページ、需要家の接続ということでございます。

38ページ、需要家の接続の目標設定ということにつきましては、目標①、供給側接続事前検討の回答超過件数をゼロにすること、ただし需要家と合意した供給予定日から遅延件数をゼロにすることについては、再エネ接続の場合と同様でございます、目標として設定しないこととはどうかということでございます。

続きまして、需要家の接続の具体的な評価方法についても、横比較と縦比較を組み合わせ、具体的な評価を行うこととはどうかと。また、ペナルティのみを設定し、ボーナスは設定しないこととはどうかと。また、縦比較については、規制期間における回答期限超過件数割合が自社の過去実績を上回る場合かつ規制期間における回答期限超過件数が少ないほうから、10社中4位以下の場合にペナルティを付与することとはどうかというものでございます。

続きまして41ページ、計量、料金算定、通知等の確実な実施でございます。

続きまして43ページでございますけれども、計量、料金、通知の確実な実施の目標設定については、誤算定、誤通知、通知件数につきましては、電力確定使用量、託送料金、インバランス料金についてこの設定をすることとはどうかということでございます。

44ページですけれども、具体的な評価方法ということで、こちらも横比較と縦比較を組み合わせた上で、ペナルティのみを設定し、ボーナスは設定しないと。また、ペナルティの対象ということも自社の過去実績を上回る場合、かつ10社中4社以下という場合にペナルティを付与することとはどうかということでございます。

続きまして45ページ、インセンティブの水準ということですが、46ページでございます。

インセンティブの水準につきましては、第1規制期間において設定する収入上限の引上げ、引下げ幅は、より抑制的に小幅とすることが妥当ではないかということで、以下の値としてはどうかということでございます。

47ページは、インセンティブの金額水準イメージというのを載せさせていただいております。

48ページでございます。ステークホルダーとの協議ということでございます。

49ページでございます。目標設定におけるステークホルダーとの協議ということにつきましては、以下の項目についてはステークホルダーとの協議を実施し、一送が地域ごとのニーズを踏まえた目標設定を行うことと整理しているものでございます。

続きまして53ページでございますけれども、ステークホルダーの範囲ということにつきましては、53ページの以下の範囲から一送が目標に応じた適切な関係者を選定することとしてはどうかということでございます。

続きまして55ページでございますけれども、ステークホルダーとの協議については、以下のような方法で実施することとしてはどうかということでございます。

続きまして58ページ、目標設定（レピュテーションインセンティブ）でございます。

59ページでございますが、レピュテーションインセンティブの対象としている項目については、59ページ、60ページの色塗りの部分ということになってございます。

続きまして61ページでございます。レピュテーションインセンティブの付与方法ということですが、レピュテーションインセンティブの達成状況ということにつきましては事後に評価するわけですが、その進捗状況を適切に把握する観点から、期中にも毎年度国において確認を実施することとしてはどうか。また、期中の確認において進捗状況が芳しくない目標項目が確認された場合には、事業者に対し必要な改善策の提示を求めることとしてはどうかということでございます。

また、事後の評価結果なども踏まえ、当該目標が第2規制期間において社会的便益を見込むものであり、その成果について定量的な評価等が可能と判断できた場合には、第2規制期間におけるインセンティブを収入上限の引上げ、引下げに移行することも視野に検討を行うこととしてはどうかというものでございます。

続きまして64ページ、論点2、収入上限の算定方法でございます。こちらは料金制度専門会合において以下のとおりとすることが適当と議論を頂いていたものでございます。

続きまして71ページでございます。具体的なOPEX、CAPEXの分類ということに

については、OPEX、CAPEX、外生的な費用、その他費用として区分して、それぞれ検討してみてもどうかということでございます。

続きまして72ページ、費用査定の全体像ということになっておりまして、73ページがCAPEX査定の全体像ということになっております。

以下海外での事例というところで掲載させていただいております。

続きまして82ページでございます。こちらからOPEXということでございます。

84ページを御覧いただけますでしょうか。OPEX査定の全体像ということで、OPEX査定につきましては、効率的な事業者における実績値等を用いた統計的な査定と将来の効率化を促す効率化係数を組み合わせて行うというものでございます。

続きまして86ページでございますが、OPEXの対象費用については、以下の費用をOPEX査定の対象とすることとしてはどうかということでございます。

続きまして88ページですけれども、現行の託送料金制度において原価算入が認められていない以下の費用については、レベニューキャップ制度においても同様の取扱いとすることを基本としてはどうかというものでございます。

続きまして90ページでございますが、第1規制期間におけるOPEX統計査定の全体方針ということで、以下のような形にしてはどうかということでございます。

続きまして、以下個別にということでございますが、91ページでございます。OPEXの査定方針につきましては、一送の創意工夫の余地を確保するため、個別の費用ごとに査定を行うのではなく、OPEXの費用全体に対して査定を行うこととしてはどうかということでございます。

続きまして93ページですけれども、推計式の設定における統計手法につきましては、重回帰分析を統計手法として用いることとしてはどうかということでございます。

続いて94ページですけれども、過去実績を用いる期間ということについては、規制期間開始の前々年度以前を対象に、過去5年間の費用実績を用いることとしてはどうかということでございます。

続きまして95ページでございますが、推計式の設定方法ですけれども、第1規制期間については案①のようにOPEX総額に対して推計式を設定することとしてはどうか。ただし、より精緻な推計式の設定を行う観点からは、機能別に分類し、それぞれに適した説明変数を選定した上で推計式を設定することが望ましいため、第2規制期間に向けて必要なデータ整備を検討していくこととしてはどうかということでございます。

98ページ、説明変数の設定ということですが、できるだけ外生的な要因を説明変数として用いてはどうかということで、具体的には99ページにあるような形で、説明変数については以下の変数を設定することを基本としてはどうかということで、需要要因については最大負荷、地理的要因については可住地面積、経済水準については民間給与ということとしてはどうかということでございます。

続きまして100ページですけれども、推計におけるトップランナー的補正については、推計費用総額に対して補正を行う方法を採用してはどうかということでございます。

101ページ、効率性スコアの設定に関しては、5年合計の効率性スコアで比較する方法がよいのではないかとということでございます。

102ページ、103ページ、トップランナー的補正の導入方法ということですが、103ページを御覧いただきますと、横比較を通じて事業者全体のコスト効率化を促す観点からは、期初上位5位、期末上位3位というのを基本としてはどうか。また、第1規制期間においては、激変緩和措置の観点からトップランナー的補正を行った推計費用に対して、各事業者の過去実績も50%反映することとしてはどうかということでございます。

続きまして104ページ、CAPEXでございます。こちらは106ページ、CAPEX査定
の全体像ということになっております。

続きまして109ページでございますが、CAPEX査定につきましては、設備投資額を投資量と投資単価に分類することを基本としてはどうかということでございます。

110ページでございますけれども、会計上の減価償却の方法については、現在は会計上の減価償却の方法が統一されていないというところでございます。

111ページでございますけれども、レベニューキャップ制度における減価償却の方法ということについては、原則として定額法とすることとしてはどうかということですが、ただし事業運営に影響が及ぶといった合理的な説明がなされた場合には、定率法による減価償却を収入上限に算入することも認めることとしてはどうかということでございます。

続きまして112ページ、CAPEX査定の在り方ということでございます。

118ページでございますが、以下CAPEX査定の在り方の連系線・基幹系統ということでございますけれども、120ページを御覧いただきますと、連系線・基幹系統に関する投資量の確認方法ということについては、マスタープランにおける費用便益分析評価の結果や広域系統整備計画における投資量の妥当性を監視委の審議会においても確認することとしてはどうかということでございます。

122ページ、投資の必要額の検証方法ということでございますけれども、連系線・基幹系統につきましては、投資の必要額については個別の工事件名ごとに検証を行うこととしてはどうか。また、広域機関におけるコスト等検証小委員会において、一部工事のコスト検証が行われているが、監視委においても査定の観点から必要な検証を実施することとしてはどうかということでございます。

続きまして124ページ、ローカル・配電系統というところでございます。

126ページを御覧いただけますでしょうか。拡充投資、ローカル系統、投資量の確認方法ということでございますが、工事件名が特定できるもの（規制期間の前半2年～3年間）については工事件名ごとに、工事件名が特定困難な場合には、設備ごとに分類して、それぞれ送配電設備形成ルールや、将来の需要及び電源の動向等に基づいて妥当な投資量になっているか確認することとしてはどうかということでございます。

127ページ以下は参考資料ということになっております。

132ページ、投資量の確認方法（拡充投資／配電系統）でございますけれども、需要・電源対応を目的とする投資量については、配電設備形成ルールや過去実績、将来の需要及び電源の動向等に基づいて確認し、無電柱化対応を目的とする設備投資量については、無電柱化推進計画に基づいてそれぞれ投資量の妥当性を確認することとしてはどうかということでございます。

続きまして134ページ、投資量の確認区分（更新投資）でございます。こちらにつきましては、高経年化設備更新ガイドラインにおけるリスク量算定対象設備については、広域機関で議論されたリスク量算定の考え方も踏まえ、設備ごとの投資量を確認することとしてはどうか。

リスク量算定対象外設備については、設備ごとに分類して、それぞれの方式を確認することとしてはどうかということでございます。

続きまして136ページでございますけれども、第1規制期間におけるCAPEX統計査定の全体方針につきましては、以下のとおりという形になってございます。

138ページでございます。ローカル系統（主要設備）の査定方法につきましては、以下の鉄塔（物品費）、変圧器（物品費）のような費用については、重回帰分析において高い決定係数が得られている状況であり、重回帰分析を用いたトップランナー的査定を行うことを基本としてはどうかということでございます。

139ページでございますが、他方、以下の費用については現時点では重回帰で高い決定

係数を得られていないことから、中央値を用いたトップランナー的査定を基本としてはどうかということでございます。

140ページでございます。重回帰分析で決定係数が低い費用の査定方法ということですが、重回帰分析の結果、決定係数が低い費用については、トップランナー的査定を行う観点から、全ての費用に対して一律に中央値を用いた横比較を行うことが基本と考えられるわけですが、各社の実情を確認した結果、重回帰分析の際に説明変数として採用したデータに含まれない特殊な要因によって費用が大幅に高くなる工事等があることが分かったものでございます。こうした費用が大幅に高くなるケースについて、別途個別査定を行うこととしてはどうかということでございます。

141ページでございますが、高額案件の統計的な抽出方法については、四分位数という考え方を適用することとしてはどうかということでございます。

142ページ、高額案件の具体的な査定方法については、各一送が社内の適切な検討プロセスを経た上で、国による個別査定を行うこととしてはどうかということでございます。

143ページですけれども、中央値を用いた具体的な査定方法ということについては、高額案件以外の費用については中央値を用いたトップランナー的査定を基本とするわけですが、中央値の設定方法については単一の中央値を用いる方法を基本としつつ、合理的かつ説明可能なグルーピングがなされる場合は、グルーピングするというものを採用してはどうかということでございます。

続きまして147ページでございます。配電系統（主要工事目的）の査定方法でございますが、147ページの以下の費用については、重回帰分析において高い決定係数が得られていますので、重回帰を用いたトップランナー的査定を行うことを基本としてはどうかということで、148ページにおいても重回帰で決定係数が出ていますので、重回帰を用いることとしてはどうかということでございます。

149ページの以下の費用については、高い決定係数が得られる説明変数の組合せが見つかりませんので、中央値を用いたトップランナー的査定を基本としてはどうかということでございます。

151ページということで、トップランナー的査定及び過去実績の反映方法でございますけれども、CAPEX査定 of トップランナー的査定における効率性スコアの水準については、OPEX査定で期末に目指す水準と平仄を合わせ、上位3位としてはどうか。

なお、過去実績を反映する比率については、各事業者の過去実績を70%反映することと

してはどうかということでございます。

以下CAPEX全体の全体像、152ページということで載せております。

続きまして155ページでございますけれども、無電柱化対応の具体的な査定方法ということでございますが、こちらにつきましては重回帰分析の試算結果として、重回帰分析の決定係数が低いことから、過去実績に基づく中央値を用いたトップランナー的査定を基本とするわけですが、必要に応じて期初の個別説明による調整や事後的な調整を実施することとしてはどうかということでございます。

続きまして160ページ、「その他設備」の査定方針ということでございます。主要設備以外の「その他設備」については、その種類が非常に多岐にわたる一方で、費用全体に占める割合は極めて限定的となっていること、また主要設備のように投資量×単価への区分を行って、重回帰分析等を用いた単価の事業者間比較を実施することも困難な状況ということから、主要設備の各社の査定率を「その他設備」費用に対しても適用することとしてはどうかということでございます。

続きましてその他投資ということですが、163ページを御覧いただけますでしょうか。その他投資（次世代投資や通信設備投資等）については、投資量と単価の切り分けが困難であることから、投資量の確認ではなく、費用を確認することとしてはどうかということで、164ページでございますが、その他投資については各事業者の過去5年間の実績を参照しつつ、個別に見積り費用の妥当性を確認することとしてはどうかということでございます。

続きまして167ページ、その他費用の査定方法ということで、その他費用について一覧で載せておりますが、個別にということでは168ページを御覧いただけますでしょうか。修繕費の査定方法ということで、修繕費についてはその性質において以下のとおり分類するとともに、以下の方法で査定を行うこととしてはどうかということで、修繕費の中にOPEX的な費用、CAPEX的な費用、制御不能的な費用ということでもありますので、それぞれの方法で査定を行うこととしてはどうかということでございます。

また、170ページでございますが、賃借料については以下の方法で査定を行うこととしてはどうかということで、制御不能費用ということで分類をするもの及び各社の見積り費用について個別ヒアリングを実施し、妥当性を確認するものということに分けて考えてはどうかということでございます。

続きまして171ページ、固定資産除却費・除却損の査定については、各社の見積り費用

について個別ヒアリングを実施し、妥当性を確認することとしてはどうかということで、ただし1件当たりの金額が非常に大きいケース等もあり得ることから、その場合には除却のタイミングや除却そのものの妥当性の詳細についても確認を行うこととしてはどうかということでございます。

172ページ、託送料についても他の送配電関連費用と同様に、国による費用査定を行うことが適当と考えられることから、各託送契約の内容を精査するなど、個別査定を行うこととしてはどうかということでございます。

173ページ、離島ユニバーサル費用につきましても、各社の見積り費用についてさきの費用ごとに個別ヒアリングを実施し、妥当性を確認することとしてはどうかということでございます。

174ページ、その他費用の査定方法も個別査定として妥当性を確認することとしてはどうかということございまして、175ページ、その他収益ということについても、個別ヒアリングを実施し、妥当性を確認することとしてはどうかと。また、外生的な要因で変動する性質であることも踏まえ、事後的に実績収益を確認し、収入上限に反映することとしてはどうかということでございます。

続きまして176ページ、次世代投資でございます。

178ページを御覧いただけますでしょうか。次世代投資の査定方法につきましては、投資プロジェクトごとに見積り費用の妥当性を確認することとしてはどうかということでございます。なお、次世代スマメ、投資費用など各社ごとの比較が可能なものについては、横比較の観点からも査定を行うこととしてはどうかということでございます。

続きまして179ページ、制御不能費用の対象費目ということですが、181ページ、制御不能費用の基本的な考え方については、以下のとおりということでございます。

続きまして184ページ以下、制御不能費用の対象費目ということですが、184ページは賃借料関連ということで、185ページは諸費関連ということで受益者負担金、186ページは諸費関連ということで広域機関会費、187ページにつきましては調整力関連の各費目ということで、189ページに関してはその他減価償却費（既存分）、退職給与金（数理差異償却の既存分）ということ。

190ページについては、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金ということございまして、191ページについてはインバランス収支ということで、制御不能費用ということでございますけれども、2022年度以降のインバランス収支については、託送料金につい

て調整することとされておりまして、2022年度のインバランス収支については、その判明が2023年度となることを踏まえ、レベニューキャップの第1規制期間に調整を行うこととしてはどうかということにしているところでございます。

194ページでございますが、その他ということ、前述の条件、基準を踏まえた上で、今後政策に深く関わる費目についても制御不能費用の対象とすることが考えられるのではないかとございまして。

196ページでございますが、ただいまの制御不能費用の対象費目ということについては、一覧としては196ページ、197ページということでまとめて載せさせていただいているということでございます。

199ページでございますけれども、期初における制御不能費用の見積り方法ということにつきましては、過去5年間の実績を踏まえて見積もることを基本としてはどうか。ただし、何らか合理的な前提条件に基づいて、過去実績以外の方法で別途費用の見積りが可能な場合には、その方法を採用することも可能としてはどうかということでございます。

続きまして201ページでございます。制御不能費用の具体的な調整方法については、収入上限の反映というのは原則として翌期に行うということで整理しているわけですが、下にありとおり、累積変動額が収入上限の5%に達した場合には期中に調整を行うこととしてはどうか。また外生性の強い変動というのも期中に調整を行うことが妥当ではないかとございまして。

続きまして203ページでございますけれども、制御不能費用には分類しないが、事後検証を行う費用ということで、以下の費用については制御不能費用には分類せず、事後的に確認、検証を行った上で、必要な調整を行うこととしてはどうかということでございます。

続きまして204ページ、事業報酬でございます。

事業報酬につきましては、207ページを御覧いただけますでしょうか。自己資本報酬率と他人資本報酬率の算定については、以下のような形で最新の数値や分社化の状況も含めた諸元に更新することとしてはどうかということでございます。

209ページを御覧いただけますでしょうか。第1規制期間における自己資本の設定についてということでございます。第1規制期間については、暫定的に自己資本比率30%を維持することとしてはどうか。

なお、第2規制期間の事業報酬率算定において採用する自己資本比率については、第1規制期間における自己資本比率の推移や各社の分社化後における財務方針等をよく確認し

た上で、適切な自己資本比率の設定を行うこととし、その設定方法についても抜本的な見直しを実施することとしてはどうかということでございます。

続きまして210ページ、レートベースの対象資産については、現行制度と同様に以下を対象とすることとしてはどうかということでございます。

続きまして212ページ、追加事業報酬についてでございますけれども、現行の託送料金制度では、地域間連系線への投資について、事業報酬が通常の報酬率の1.5倍ということで上乗せされています。

レベニューキャップ制度においては、マスタープラン以前に増強方針が決定された地域間連系線のみについて、既に投資判断がなされていることも踏まえ、追加事業報酬を維持することとしてはどうかということでございます。

215ページ以下、費用査定の全体像ということで、216ページ、217ページにまとめている形ということになっております。

続きまして218ページ、効率化係数でございます。

220ページを御覧いただけますでしょうか。効率化係数の対象費用については、以下の費用について効率化係数の対象とすることとしてはどうかということでございます。

221ページを御覧いただけますでしょうか。効率化係数の設定についてということですが、案1につきましては需要減少率を参考とし、5年で1.1%、案2についてはドイツの第2規制期間における効率化係数を参照して算出してございまして、5年で2.1%。案3につきましては定量的に想定し得る上記効率化目標からさらに追加的な効率化を目指して設定するというので、5年で2.5%としているわけですが、我が国の第1規制期間においては、より野心的な目標を設定することとし、案3ということを設定することとしてはどうかということでございます。

続きまして225ページ、投資量や費用変動の調整についてということでございます。

226ページを御覧いただけますでしょうか。こちら期初に計画した投資量の変動した場合の扱いということでございます。内生的な要因による投資量の変動により、期初に計画した投資量を実績が下回った場合、投資の未実施があった場合には、当該投資に係る費用を翌期の収入上限より減額することとしてはどうかということ、他方、外生的な要因によって投資量の変動する以下のケースについては、事後的に収入上限を調整することとしてはどうかということでございます。

続きまして227ページを御覧いただけますでしょうか。期初に予見できない費用変動の

扱いについてということで、レベニューキャップ制度においては、外生的要因による費用変動、制御不能費用や投資量の変動について、事後的にその変動額を調整することを措置しているわけですが、上記以外でも外生的な要因や政策対応等によって期初に予見できない費用の増減が発生する可能性があるところをございまして、そういった場合には当該事象や費用変動額に関する事業者からの申告をもって、国の審議会において申告内容の妥当性を慎重に検証し、事後的な調整の必要性を議論することとしてはどうかということをございます。

続きまして228ページ、事業計画ということでございます。

230ページでございますけれども、事業計画については料金制度専門会合において以下のとおりとすることが適当と議論いただいていたものでございます。

233ページを御覧いただけますでしょうか。事業計画においてということで、収入上限の算定方法を踏まえて査定時において提出を求める事項（記載内容）ということをございます。

234ページでございますけれども、事業計画の全体ということで、これまで検討を行った査定区分、査定方法を踏まえ、以下の項目について必要な情報の提出を求め、期初における査定を行うこととしてはどうかということをございます。

以下235ページ、目標計画につきましては、以下の情報について提出を求めることとしてはどうかということで、236ページについては前提計画ということで以下の情報を求めることとしてはどうか。

237ページは収入上限の全体見通し、238ページは事業計画【費用】－OPEXということで、これについては要員計画なども併せて提出することとしてはどうかということをございます。

239ページは、CAPEX、費用ということで、一部費用の算定根拠については、事業計画【投資】において詳細を記載し、提出を求めることとしてはどうかということをございます。

240ページは、事業計画【費用】のその他費用ということで、241ページは制御不能費用、242ページはこちらの事業計画【投資】－設備拡充計画（連系線・基幹系統）ということで、243ページに関しては設備拡充計画（ローカル系統）、244ページに関しては設備拡充計画（配電系統）、245ページについては設備保全計画（リスク量算定対象設備）、246ページについては設備保全計画（リスク量算定対象外設備）ということで、247ページについ

てはその他の投資計画、248ページについては次世代投資計画、249ページについては効率化計画ということで、それぞれの記載を求めることとしてはどうかということでございます。

250ページ、実績収入と収入上限の乖離ということでございますけれども、252ページに記載のように、実績収入と収入上限の乖離については、料金制度専門会合において以下のとおりとすることが適当ということで、期初に想定した需要から実績需要に差異が生じた場合には、乖離額というのは翌規制期間の収入上限で全額調整する。ただし、その調整を早期に行うため、期中の料金変更を行うことを認めるということになっていたわけですが、256ページを御覧いただけますでしょうか。需要変動による収入上限の調整ということで、翌期間の収入上限を調整するというで整理しているわけですが、こちらにつきましては需要側の各電圧、発電側それぞれなどにおいて乖離が発生するわけですが、収入上限全体で調整を行うことがよいのではないかとということでございます。

続きまして257ページでございますけれども、規制期間中に料金値下げを求める基準ということですが、毎年度の想定収入と実績収入の累積乖離額が収入上限の5%を上回った場合には、料金水準の妥当性検証を行い、料金改定が必要と判断された場合には、託送料金を下げ、収入変動額を全額調整することとしてはどうかということでございます。

258ページ、利益（損失）の扱いでございます。

こちらについては262ページを御覧いただけますでしょうか。利益（損失）の扱いにおける基本的な考え方ということについては、下記のような形で整理をしていたところでございます。

263ページを御覧いただけますでしょうか。利益（損失）を翌規制期間の収入上限にどの程度反映するかということでございますけれども、この案2でございますとおおり、一般送配電事業者の効率化インセンティブを重視しつつ、系統利用者への還元も両立させることを目的に、規制期間中は全額留保し、翌規制期間に一般送配電事業者が半額を持ち越し、系統利用者に半額を還元することとしてはどうかということでございます。

続きまして265ページ、料金算定に係るルールということでございます。

267ページを御覧いただけますでしょうか。料金算定に係るルールということについては、期初における託送料金の設定については、5年一律の託送料金とすることを基本とするが、年度ごとの見積り費用について合理的な説明があった場合には、年度ごとに異なる託送料金を設定することを個別に認めることがあり得るとしていただいております。

270ページを御覧いただけますでしょうか。料金算定に係るルールということでございますが、ただいま申し上げた事項以外の原価を機能別や電圧別に分けて、各料金メニューを算定するいわゆるレートメイクに係る論点につきましては、次回御議論いただくこととしたいと考えております。

続きまして271ページを御覧いただけますでしょうか。その他ということで、272ページに記載のその他項目ということでございます。

274ページを御覧いただけますでしょうか。報告1、第1規制期間の評価を踏まえた収入上限の調整方法ということで、具体的な方法としては規制期間の5年間を通じた取組や費用変動を評価する観点から、以下のパターン①、第2規制期間の初年度に評価を行い、2年目以降の収入上限に反映する方法を採用することとしてはどうかということでございます。

続きまして278ページを御覧いただけますでしょうか。廃炉等負担金の扱いについてということでございますが、こちらにつきましては資源エネルギー庁の審議会における整理を踏まえて、過去の廃炉等負担金の実績値や第4次総合特別計画における想定等も踏まえて、見積り金額の妥当性を確認することとしてはどうかということでございます。

続きまして285ページを御覧いただけますでしょうか。配電事業者の参入に伴う収入上限の調整についてということでございますが、配電事業者参入に伴う収入上限の調整は不要ではないかということですが、停電対応等の目標値を必要に応じて修正することとしてはどうかということでございます。

287ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは分散グリッド化の推進に向けたインセンティブ設定ということでございまして、レベニューキャップ制度においては期初において投資計画に記載した工事の一部が未実施となった場合、当該投資費用については翌期の収入上限から減額することとしています。

一方で、配電事業者による混雑管理等の取組によって、一送の系統増強が回避されるケースも想定されるところであり、このような場合には分散グリッド化を推進していく観点や、一般送配電事業者の系統増強回避を通じたコスト効率化を促進する観点から、以下のようなインセンティブを設定することとしてはどうかということでございます。

288ページでございますが、一送が回避できた投資を特定し、その具体的な効率化額を算出すると。当該効率化額の妥当性を国にて検証、審査することとしてはどうかということでございます。

続きまして290ページ、指定区域供給制度の導入に伴う対応ということでございます。

293ページを御覧いただけますでしょうか。指定区域供給の適用に伴う収入上限の調整については、その実態も確認した上で、収入上限の事後的な調整を検討することとしてはどうかということでございます。

以上、長時間になりましたけれども、資料3に関する事務局からの説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山内座長 どうもありがとうございました。山内でございます。冒頭大変失礼いたしました。ここからは私が進行させていただきます。

それでは、ただいま託送料金のレベニューキャップ制度について御説明いただきました。この内容について皆さんで御審議いただきたいと思います。きょうはリモートの会議ということでございますので、御発言、御質問等の御希望がある方は、チャット欄でその旨を入力いただきたいと思います。

それでは、どなた様でも結構でございますので、どうぞよろしく願いいたします。全体像ということで、大変大部でございます、資料も300ページぐらいに及ぶということでございますが、全体を御議論いただくので、どこからとか区切りませんので、それぞれお気づきの点で御発言いただければと思います。いかがでございましょうか。

なお、これをまとめるに当たってワーキンググループを設置していただいたのですけれども、この内容についてワーキンググループでかなり詳細に御議論されたと伺っています。事務局もそうですけれども、ワーキンググループの先生方にその内容について感謝を申し上げる次第であります。

オブザーバーの河野さんから御発言を御希望ですので、河野さん、どうぞ御発言ください。

○河野オブザーバー 恐れ入ります。オブザーバーで参加させていただいております河野と申します。消費者団体に属しております、今回の託送料金制度の変更にしまして、私たちがそれなりにしっかりと制度の方向性について理解していないといけないと思う観点から、幾つか発言させていただきたいと思います。専門的知識はございませんので、的外れな意見を申し上げるかもしれませんが、御容赦ください。

制度の説明、本当にありがとうございました。効率化の徹底と必要な投資促進を両立させる託送制度として、今回御報告いただいた制度の全体スキームに関しては、昨年の専門会合の議論の結果を維持していると思いますし、査定のための算定式と活用データ等につ

いては、ワーキングで様々な議論を重ねられたと思いますので、その検討結果を尊重したいと思っております。

施行まで1年半を切った今は、できる限り迅速に制度の詳細を詰めて、事業計画を策定する事業者の皆さんと査定を行う規制当局の方々がいい意味で余裕を持って変革に立ち向かう準備を行っていただきたいと思っています。その上で幾つか気になる点について意見を述べたいと思います。

1点目は、レベニューキャップ制度を運用する人材の確保、育成についてです。これは事業者の方、規制当局双方に言えることだと思いますけれども、従前の原価主義から今回成果を評価する方式への移行をうまく進めるためには、制度の特性を十分に理解し、活用できる人材の確保と育成が不可欠かと思えます。特に査定を行う行政側の人材確保には積極的な措置をお願いできればと思います。

2点目です。顧客満足度や安全性、環境性への配慮という項目において、ステークホルダーとの協議を経て、KPIを設定し、その達成状況によって付与されるレピュテーションインセンティブについてですが、ここで示されていくのは社会に対する事業者の信用力にはほかならないと思います。私たち消費者から見ても、事業者の信用力につながるこういった項目ですので、KPIの評価方法を工夫するとともに、その達成状況がより多くの人々から認知され、理解されるように、ぜひ広く周知するための方策を検討いただければと思います。

それから3点目なのですが、情報の収集と精度の問題で、現在でも各事業者さんによって同じような作業内容が異なる会計費目に分類されるなど、その曖昧さが残る点が気になるところでして、将来の環境変化の予測や成果目標といった変動リスクを織り込んだ料金設定や事業計画の基となるデータの収集、利活用、それから予測精度の向上への何らかの支援策があるといいなと思いました。

最後に、頻発する自然災害、それから2050年カーボンニュートラル実現に向けた再エネの主力電源化や日本の人口減少といった外部環境の変化に適応するための我が国のエネルギー供給システムは、柔軟性とか強靱性、持続可能性や効率性がかつてないほど求められる時代を迎えているということ、その具体化の1つとして今回の託送料金制度の変更があることをぜひ広く国民に広報していただきたい。そのことも非常に重要だと思っています。制度設計の細部に対する質問、意見ではございませんけれども、消費者として以上のような受け止めをさせていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。事務局からのコメント、回答については、最後にまとめてお願いしたいと思います。そのほうが議論の進捗について効率的かと思えます。

それでは、委員の発言をお願いします。次は華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員　　ありがとうございます。まず、事務局及びワーキングの委員の方々、大変壮大かつ精緻な分析と制度設計案の作成、誠にありがとうございました。ここまでつくり込むのに相当な労力が必要だと推察しますし、改めてその御尽力に感謝申し上げます、内容につき総じてすごく尊重しております。

その上で追認するだけの内容も含むのですけれども、重要と思われるポイントの強調という意味も含めて、私から3点コメントさせていただければと思います。

1点目、インセンティブ設計については、全体としてデータの取得可否にも現時点ではらつきや限界がある中で、まずはスモールスタートとしつつ、次期規制期間以降に段階的に高度化していくと理解しています。

データの整備や指標の制度が伴わない中で、インセンティブの仕組みを入れてもゲーム化していくだけで、実質的な効果は生まない可能性が高いですので、こういった方針について妥当な考え方だと私も考えています。

2点目として、226ページに関連しまして、今国を挙げて野心的にカーボンニュートラルに向けて取組を行っていく中で、どこまで再エネが入ってくるのかですとか、どこまで省エネ、自家消費などが進んで、需要減になっていくかという需要、供給両面の不確実性が高まっている状況かと感じております。

そういう中で外生的な要因を排除しようという226ページの考え方というのは重要だと考えています。このような考え方を取り入れることで、事業者が再エネ導入に消極的になるなどの逆インセンティブのようなものを働かせないということは非常に重要な考え方かなと思っています。

最後に、全体を通して今後に向けての発言になるかもしれないのですけれども、この議論においては効率化を促進していくという側面と、再エネ導入ですとか必要な投資の促進みたいな価値向上の側面があると思うのですが、その両面を見ていくことは改めて必要なのかなと感じています。

今後、第2規制期間以降に向けて、第1規制期間の制度の影響を見ていくということに

なっていくと思うのですけれども、その際に効率化がどれだけ促進されたかという議論とともに、価値向上に向けたインセンティブが働く制度になっているのか。すなわち必要な投資が抑制されたり、設備の老朽化、リスクの高まりを招いていたり、再エネの導入の抑制を招いたりするようなことになっていないかということについては、今後検討、検証が必要になってくるのではないかと考えています。

以上です。

○山内座長 どうもありがとうございました。それでは、続いて男澤委員、どうぞ御発言ください。

○男澤委員 ありがとうございます。まずはワーキンググループの皆様、それから事務局の皆様、このような形で議論を取りまとめていただきまして、本当にありがとうございます。専門会合で課題となっていた点等に関しても、しっかり整理していただいております。異論はございません。その上で2点発言させていただきます。

まず1点目は、25ページでしょうか、停電対応の具体的な評価方法のところでございます。こちら第1規制期間においてデータ採録の制約等がある中で、具体的な評価方法に関しては非常にリーズナブルな方法でまとめていただいているという理解でございます。

一方で、停電量等につきましては、本来であれば閾値というか目標値のようなものがあって、それを超えているのかどうかといった点で評価していくということがあるべきかなとも思いますので、今後第2規制期間に向けての検討というのも引き続き進めていく必要があるかと思っております。

2点目は111ページでございます。こちらではレベニューキャップ制度における減価償却の方法に関して取りまとめをいただいております。設備投資額から減価償却費を算出して、当該費用を収入上限に算入する際、この点に関して原則としては定額法という整理に関して異論はございません。

一方で減価償却方法に関しましては、現状会計上定率法を取られている会社さんもいらっしゃる中で、会計税務と収入上限算定上の方法とが必ずしも一致しないという場合が出てこようかと思っております。こういった場合には帳簿上、二重三重の管理というものが必要になってくるかと思われまますので、この双方についてしっかりトレースできるような管理体制を整えていくことが重要だと考えております。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。次は委員の方の御発言の御希望がないので、中

部電力の松本オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○松本オブザーバー 九州電力の松本です。

料金制度ワーキンググループでの議論も含め丁寧に整理いただき、関係各所の皆様に感謝申し上げますところでございます。今回の御提案に対し発電事業者、そして小売事業者としての立場で2点コメントさせていただきます。

1点目は目標とインセンティブの設定、それから統計査定、効率化係数についてでございます。今回事務局案としまして、具体的な手法、それから水準感が示されており、小売・発電事業の系統利用者としては託送料金が下がることに期待する一方で、この制度の副作用というものも考えなくてはならないかなと思っています。どういうことかということ、安定供給、それからサービスレベルなどへのネガティブな影響が出るということもあるかもしれないと懸念しております、停電の増加、復旧時間の長時間化といったものはぜひとも避けていただきたいところです。万が一ですが、このようなネガティブな影響が生じる場合には、制度開始後、見直しを行うことも柔軟に考えていただきたいと思っております。以上が1点目。

2点目は、274ページでございます、第1規制期間の評価を踏まえた収入上限の調整方法についてです。料金制度の設計に当たっては、制度の分かりやすさといった需要家の視点も重要と考えます。少し具体的に申すと、今表示いただいておりますけれども、パターン①では託送料金改定を起因として、例えば小売料金トータルとして1年目は値下げになって、2年目が値上げになるというように、2年連続での改定となる場合も考えられるのかなと思います。

小売事業者としては、託送料金制度における2年目の収入上限調整によって、幾分頻度の高い小売料金改定が発生してしまうことに対しまして、一般家庭を含む最終消費者の方からなぜこんなに短期間で変更が生じるのかとか、制度が複雑で分かりにくいといった声が上がらないかというのを懸念しております。

こうしたことも考えますと、小売事業者としては事務局案のパターン①について、制度の分かりやすさといった需要家の視点からの検討も必要ではないかと思っております。最終消費者との契約当事者は小売でございますので、一義的には小売側に料金が変わることについては説明責任が生じますが、その発生原因が託送料金制度の制度的な理由によるものとなる場合については、お客様への説明の仕方というのもよく考えておく必要があるかなと思っております。

発言は以上です。

○山内座長　ありがとうございます。ほかに御発言を御希望いらっしゃいますか。安念委員、どうぞ御発言ください。

○安念委員　ありがとうございます。山内先生、お久しぶりでございます。御無沙汰しております。

中古品なのですが、この会合には新参者なものですから、恐らく先生方がこれまでなされた議論の蓄積を十分踏まえていないので、非常にとんちんかんなことを伺うことになるだろうと思うのですが、分からないところがあったので、純粹な質問として幾つか伺いたいと思います。

まず第1点、レピュテーションインセンティブというのはなかなか美しい言葉だなと思うのですが、これはどういうロジックでインセンティブになるのだろうか。えらく抽象的なことを伺って恐縮なのですが、競争的な市場であれば、各企業にとって市場での消費者のレピュテーションというのは大変重要ですから、当然自分のレピュテーションを大切にする、高めるための努力を黙っていたってするはずですが、一送についてはエリアで独占という大状況自体は変わらないわけですから、そこでレピュテーションを高める、維持するというインセンティブがなぜ論理として働くことになるのだろうか。

その場合、仮に働くとしても、結局それは消費者といいましょうか、取引先が本来なら監視すべきところを、当局が代理人として監視するというか、レギュレートするというか、そういうことによってインセンティブが与えられ、実行することを可能にするという考え方なのであろうか。何度も申しますが、今までの議論を全然承知していないものですから、それで伺うものでございます。

その次、第2点目なのです。98ページの考えられる説明変数なのですが、今までのように個別の費用を積み上げて行って、総費用を算定し、そこをレートメイクで割って行って、収入を得るという考え方が全然なくなったわけではないけれども、大きな変換があって、ここでも考えられる説明変数は費用サイドではなくて、外生的なパラメーターを説明変数にする。なるほど、そういう考えかと思いました。

ただ、例えば線路亘長とか変電所の数というのは、まさに過去の投資の結果としてあるわけですが、最大電力とか発電電力量というのも過去の投資の結果としてあるわけで、そこはどのように違うものなのかと疑問に思ったものですから、この点についても教えていただければと存じます。これが2点目です。

もう一点よろしゅうございますか。これは、先ほどそれぞれの一送が会計上取っている減価償却の仕組みが仮に定率法であるとする、今度査定においては定額法になるという場合には、企業会計上の扱いとレギュレーションの扱いが変わってくるので、二重三重に帳簿を管理しなければいけないという指摘が先ほどありました。なるほど、そのとおりだなと思ったのですが、それは減価償却の話だけではなくて、今回もいろいろなところでそれと同じような状況になるのではないかと思うのです。つまり、今までのように一応は会社の内部の帳簿からこういう費用があるというのを積算してくればよかったものが、それとは非常に異なる考え方が取られますので、まさに二重三重に管理する必要が出てくるというのが随所に出てくるのではないかと思うのです。

ここは当局というよりもむしろ一送御自身に伺いたいのですが、私の認識ではやはり、少なくとも第1回目については大変な作業量になるのではないかと思うのです。皆さん優秀なスタッフを抱えておられるから、何とかダイジェストできると思うのですが、これも私の知る限りの話ですけれども、ありとあらゆる職場から資料を徴求してこななければならない仕事になるのだらうと思うのです。

その際、近年、働き方改革が非常にやかましく言われていて、例えば残業時間なども非常に厳格に管理されるようになっていて、36協定に違反すると、すぐに労基署から指摘されるという状況があります。そうした人的リソースを今までのように好き勝手に、と言ってしまうのは悪いのですが、少々残業はしようがないだらうみたいなことでやっていたものが、なかなかできなくなるという状況の下で、果たしてこれだけの作業をこなしていけるものか。フィージブルな作業になるのだらうかというのが私の漠然とした杞憂にすぎないのであれば幸いです、その点については特に一送の方々などはどのようにお考えであらうかと思いました。

以上3点でございます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。ちょうど今御発言の御希望が途切れておりますので、ここで一旦区切らせていただいて、今まで頂いた御発言について事務局から御回答いただくことと、今安念委員から重要な御質問もありましたので、これについてお答えいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○田中NW事業監視課長　事務局でございます。それでは、まず安念委員から御質問いただいた事項がございましたので、そちらに関して順にお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目、レピュテーションインセンティブに関する御質問でございますけれども、こちらはこういったロジックというかメカニズムでレピュテーションインセンティブが働くということを期待しているかという御質問だと思います。こちらにつきましては、過去の料金制度専門会合やワーキングにおける議論におきましては、結果公表を通じた対外評価の獲得というところがインセンティブになるのではないかというところで議論を行ってまいったところでございます。

こちら送配電部門というところについては、競争というのは余りなされていないのではないかという御指摘でございましたけれども、海外においてもいわゆる送配電部門のレピュテーションインセンティブの評価、レピュテーションインセンティブを付与するとされた項目の評価というところでは行われておりますので、その取組も参考にしつつ、結果公表を通じた対外評価の獲得を念頭に置いているということでございます。

2点目、OPEXの統計査定における説明変数についてでございますけれども、98ページにあるような形で、外生的な要因を説明変数として用いるということと考えた趣旨でございますが、線路亘長などにおきましては、ある意味一送自身で設備形成をすることができるということで、内生要因を含んでいるということで考えて落としております。

需要に関しましては、基本的には一送にコントロールできない部分があるのではないかということで、外生要因ではないかということで、こちらのほうを採用しているということでございます。

3点目、会計上と料金査定上の差異ということは、一送に関する御質問が中心であったかと思っておりますけれども、こちらに関しましては基本的に料金査定については一種の管理会計的なものということで、会計上のものとは一定の差異が出るというのは、ある意味当然のことになると思います。

男澤委員からも御指摘がありましたように、こちらの管理会計上での整理、あとは会計上での整理をそれぞれきちっと管理していくということが引き続き重要になってくるころではないかと考えているところでございます。

その他種々御指摘を頂いておりましたが、総じて今後精緻化できることに関しては、しっかりと考えていくべしという御指摘と受け止めております。査定の段階でも可能な限りしっかりとやっていきたいと思っておりますし、可能な限りしっかり第2規制期間に向けて精緻化、もしくはしっかりと議論してまいりたいと思っておりますのでございます。

事務局からは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。安念委員の3点目の御質問については、関西電力送配電株式会社の白銀オブザーバー、何か御発言ございますか。

○白銀オブザーバー　　関西送配電の白銀でございます。先ほどの御質問につきましての御回答というよりはコメントになろうかと思えますけれども、コメントを申し上げる前に御礼申し上げます。今回、本当に非常に精緻な検討資料に整理いただきました。料金制度ワーキングの場でも各委員の皆様、事務局の皆様には非常に精力的に整理いただきまして、多くの論点をしっかり整理いただいたと認めてございます。

今回の整理で、制度の趣旨でありますコスト効率化と、しっかりと必要な投資を行う、投資の確保の両立ができる制度設計の方向性になったと受け止めてございます。事業者としても、しっかりと制度の趣旨を踏まえて、効率化を実現できる事業計画に基づいて今後もしっかりと効率的な事業運営に向けて取り組んでまいります。

その上で御指摘いただいたような具体的な効率化をどのように事業計画に落とししていくのか、それに対して今までと管理が異なるようなもの、例えば事務局と議論させていただいた中でも、今までの実績管理をしていたようなデータ採録のやり方、管理のやり方、その評価のやり方といったものが各社での共通化ができていない、分類がしっかりできるようにといった御指摘を頂いております。我々も早急に事業計画をつくってゆく中で、そういったものがきちっと評価できるようなものに反映してゆきたいと思っております。

時間のない中で我々も労力をつぎ込みながらやってゆくという覚悟で進めてまいりますので、今回の制度でもある程度暫定的に第2規制期間に向けてやってゆくものと、第1規制期間でやるべきものを整理いただいたと思っておりますので、我々もできる限りのものを実現してゆきたいと思っておりますので、ぜひとも御支援、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。安念委員、よろしいですか。

○安念委員　　御教授いただいてありがとうございました。少なくとも私の頭でも分かったところはありました。先ほど白銀さんから御指摘ありましたけれども、やはり第2規制期間に向けて各社でばらばらになっている様々なアイテムの計算方法、根拠資料をできるだけ標準化することができたら、その後の作業が大分楽になるのではないかと伺って感じておりました。ありがとうございました。

○山内座長　　どうもありがとうございました。インセンティブ規制というのは、もともと

と総括原価の積み上げ式のものをより効率的にするという目的を持って導入したもののなので、皆さんの努力でそういう方向に向けていただきたいと思います。

それでは、お待たせいたしました。梶川委員、どうぞ御発言ください。

○梶川委員　今までの委員の発言とかなりダブってしまうのでございますけれども、まず初めに皆さんがおっしゃられるように、事務局とワーキングの精緻な制度設計について努力いただいたことに本当に感謝しておりますし、総論としてきょう御説明を理解できたかは別にしまして、基本的に異論を持つものではございません。

その上でこういう新しい制度でございますから、第2規制期間に向かって今回想定されたいろいろな仕組みがどのように運営されていけるのか、この部分がすごく大きいかなという気が致します。この制度が一般送配電事業者にどのような行動に対する影響があるかというところは、私としても実態を知っていきたいという気が致しました。

例えばインセンティブのお話が先ほど出ていたのですが、インセンティブ相互の関係で経営行動の優先順位と少し表裏のところがあったりされると思うのです。金額だけのことではないインセンティブもございますので、もちろん全部インセンティブがかなうように行動されると思うのですが、優先順位みたいなものに対してどんな影響があるのかとか、反対に先ほど話題になっていた収入上限を計算する、私が思っていたより精緻な積み上げ的事業的なことなので、それに対して今話題になったコスト計算というものがあると思うのです。この関係があまりに強くなりますと、行動原理そのものについてかなりガイドしてしまうところがあって、この辺が経営のある意味では裁量的価値創造みたいなものに少し影響を持ってしまわないかみたいなことが感じられましたので、経営の裁量と本来は規制のパブリックなサービス提供のやりとりが今回新しい制度として取り入れられているのだと思うのですけれども、その辺の想定された経営行動に対する影響はぜひ両者、規制される監視等委員会、また事業者の中で意見をやりとりしながら、裁量について実際どんな影響があるのかということ十分に分析していただければと思います。

ここでの算定根拠とコストみたいな先ほど来の管理会計的なものは、経営行動としてはそうせざるを得なくて、そう分析されると思うのですけれども、管理会計的な視点が決まってくると、当然経営行動もそれにすごく引きずられた管理的行動になると思われまので、冒頭言ったのと重複しますが、経営行動に一定の影響があるかなという気が致します。

一例で言えば、減価償却みたいなものというのは、会計的に何をディシジョンするかと

というのは、普通は原価が収益にどれだけ還元できるかということで、減価償却の方法論は取るのですが、今回の場合には逆に減価償却の方法論が何となく収入にも影響するのではないかという意識にもなられて、実際には会計的にどう判断されるか、また今やっていたものを変更することができるのかみたいなことは、多分実務になるとすごく議論があると思うので、これは単に一例だったのですけれども、感じたところでございます。

総じて言えば、こういう新しい制度を本当にチャレンジングに動かしていただいて、より分かりやすい話、かつ効率的なパブリックサービスの提供につながるということをひたすら祈念するところでございます。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。現状でほかに御発言を御希望の方はおりませんが、いかがでございましょうか。事務局から補足があるそうです。

○田中NW事業監視課長　先ほど回答で少し漏れていた話がございますので、補足回答させていただきます。

松本オブザーバーから御指摘のありました274ページでございますけれども、制度が複雑になり過ぎないように、分かりやすさという観点を考慮することが必要ではないかという御指摘がございましたが、こちらにつきましてはまさに5年間の取組を総合評価するという観点、つまり5年間の評価が見える化するという観点からも、パターン①のほうが分かりやすいのではないかということで、ワーキング等でも御議論いただいてきた結果、このような形で御提案させていただいているというところでございます。

また、今梶川委員からあった御指摘ということでございますけれども、一例といたしましてはそのような観点も含め、例えばOPEXの査定においては、総額で査定することにより一送の事業者の創意工夫の余地を確保するといった仕組みとさせていただいている点などもございますが、御指摘の点につきましては、引き続き留意した上で今後運用に努めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。それでは、圓尾委員から御発言を御希望です。圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員　ワーキングにずっと関わってきた立場で一言だけお話をしておきたいと思えます。

田中課長の御説明にもありましたように、第2規制期間に向けて積み残しになっている

ことがたくさんあります。例えば、停電の評価について。低圧のところはある程度使えるデータがありましたけれども、高圧のところはなかった。でも、本当は全ての需要家に対しての停電をきちっと評価すべきだと思います。CAPEXの査定についても、単価を査定する上で重回帰分析をもう少し使いたい部分があったのですが、これも決定係数が高いものがうまく見つからないという状態でした。

白銀オブザーバーからもお話があったように、各社でデータの取り方にばらつきがあっ
てうまく横比較ができないなど、いろいろな問題が議論する中で出てきました。本当はこ
うしたいのだけれども、とりあえず今回はこの形で査定して、第2規制期間に宿題という
形で残しましょうという事項が本当にたくさんあります。したがって、今回は主にワーキ
ングで使ったパワポの資料を用いて説明されているわけですが、ワードに最終的にまとめ
るときに、ぜひ、何が第2規制期間に積み残しになっているか、それは何をやろうとして、
なぜ今回できなかったのか、を事務局できちっと明確にまとめて記述していただくとあ
りがたいです。

梶川委員から御指摘のあったこの5年間で経営の行動に対してどういうインパクトが出
てくるか、も非常に大事だと思いますので、そういった変化をきちっと織り込みながら、
5年後にさらに高度化した精緻な査定ができるように、そういう意味で今準備をやるべき
と思っております。

以上です。

○山内座長 どうもありがとうございました。圓尾委員、大変お疲れさまでございまし
た。それでは、次、村上委員、どうぞ御発言ください。

○村上委員 どうもありがとうございます。最初に、本当に大変なボリュームの検討と
整理をしていただいて、どうもありがとうございました。新しい制度をつくる大変さを実
感するとともに、送配電事業をしっかりと運営して経営していくということの大変さを若干
でも想像することができるようになったかなと思っております。

御説明いただいた内容は、専門会合での方針に沿ってワーキングにおいて詳細を詰めて
いただいたものと認識いたしました。心から感謝いたします。

私からは細かなことで恐縮なのですが、ステークホルダーとの協議に関しまして
2点お伺いしたいと思います。

1点目は、53ページのステークホルダーについてです。一般送配電事業者が目標に応じ
た適切な関係者を選定することとすると書かれてありますが、それぞれのテーマに

応じて少なくとも参加すべきステークホルダーを規定する必要はないのか、と少し感じました。しかし、それは現状を踏まえた上での御判断かとも思いましたので、その点、もし補足があれば御説明いただければありがたいと思います。

2点目は、55ページの目標設定の後の話なのですが、この目標もホームページで公表されると考えてよろしいのでしょうか。と申しますのも、消費者は送配電事業者のことをよく存じ上げていないというのが現状だと思っています。今回の目標と結果公表によって理解が進むのではないかと思います。その中でもステークホルダーからの声、それからどのように対応されたのかということは関心が高いのではと思ったので、このような質問をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。次は北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員 ありがとうございます。私もワーキングに参加しまして、今回のまとめに携わった皆様に感謝申し上げます。

改めてここで再度発言させていただこうと思うのですが、資料にも記載の制度目的を忘れずに制度を運用していく、持続可能なものとするのが非常に大事だと思っています。そのために事業者、OCCOの関係者も含めて、この目的達成のためにどうあるべきかを常に留意していくことが重要と考えています。

先ほど幾つか話が出ておりますが、今回OPEX、CAPEXの整理をする中で、データ採録方法に事業者間の違いがございました。まずはデータ採録方法の共通化、標準化を進めていく必要があります。そのための準備は今始められていると伺っておりますが、データ採録の共通化を進めて、ベストプラクティスを見つけ持続可能な制度の前提となるデータにしていくことが必要だと思います。これがまずコメントです。

一方で1つ質問といいますか、提案なのですけれども、レベニューキャップ制度の中に次世代投資については個別に検討して、費用対効果を見ていくというのがございます。また227ページにある投資量の変動、投資計画をしたのだけれども、実際には投資しなかったものについては、内生的要因、外生性要因に区分して、必要でなかったものは全部返していくという制度になっています。

当資料の最後に配電事業の分散グリッドに関し288ページでしょうか。これを今の枠組みで整理できるものはそこに入れたほうが、利用者にとっての理解もし易く運用において査定を含めて非常にシンプルにできると思います。例えば分散グリッド化の投資の費用対効果に関するものの投資を見ていくのであれば、次世代投資の枠組みの中できちんと当初

から計画し、費用対効果を確認し認めていく。一方で事業者が混雑管理の取組のために頑張って費用削減をしたのであれば、事業者の取組としてきちんと評価していく制度にするほうが非常に分かりやすいと思います。

配電に関する投資を前提としていながらも、事業者が混雑管理に取り組むという行動は想定しがたいですし、査定のためには投資額を明確にしておく必要があると思いますので、その点は詳細な設計の中でもう一度確認していく必要があると思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。北本委員におかれましても、大変お疲れさまでございました。

それでは、ほかにいらっしゃいますか。ここで一度切って、事務局からコメントさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○田中NW事業監視課長 事務局でございます。まず村上委員から御質問いただいた点についてでございますけれども、ステークホルダーとの協議というところの参加者というか、57ページの対象者につきましては、需要家も含め適切にどのステークホルダーが参加するかということについては、TSOで選定されるものと想定しているところでございます。

また、目標については審議会での公開での審議とかいろいろな場で公表されることになろうかと思っておりますけれども、こちらも基本的にはホームページで公表されるものであると想定しているところでございます。

また、北本委員から御指摘のありました287ページの配電につきましては、制度の現在の枠組みの中で整理してはどうかという観点で整理しているところでございまして、具体的には287ページの上にあるとおり、投資計画の一部が未実施となった場合は、それを収入上限から減額するわけですが、効率化によって利益が発生した場合は、効率化の利益については50%については翌期に持ち越しというところで基本的な考えとしているところでございます。

したがって、配電事業者の取組の効果を見ていくことが大切なわけですが、配電に特別な取扱いをするというよりは、単に投資を取りやめるのではなく、効率化の取組であれば効率化による利益と同じ扱いをしていくこととしてはどうかというところで考えているということでございます。

なお、次世代に関しては基本的にはTSO自身の取組ということになるかと思っております。

で、287ページに関しては配電事業者による取組ということで、改めて整理しているというところでございます。

以上でございます。

○山内座長　よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、議事を進めますが、ほかに御発言ございますか。——特によろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。非常に有益なコメントをたくさん頂いたということですが、総合して事務局から追加的なコメントはありますか。

○田中NW事業監視課長　ございません。

○山内座長　これは本当に大変な作業でして。そもそもレベニューキャップとかインセンティブ規制というのは、単純化といいますか、規制の効率化のために入れたのですけれども、イギリスなどでやっていくうちにだんだん精緻化してきたというのは事実であって、後から入れるということはそれを見てやるわけだから、かなり詳細なところまで議論して始めるということになったわけです。

ただ、先ほど御発言ありましたように、インセンティブ、効率化というのが基本ですので、そういったところを頭に置いて、これから常に運用していただきたいと思います。

どうもありがとうございました。委員の方々は特に大きな異論はなかったとっております。原則事務局案の取りまとめのとおり進めるということにしたいと思います。それから、取りまとめの際に全体を通して確認していくということにしたいと思いますので、お願いいたします。事務局はその方針で対応をよろしくお願いします。

それでは、議題の2番目に移りたいと思います。ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価ということでございます。これについても事務局から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　事務局でございます。それでは、資料4を御覧いただけますでしょうか。こちらはガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価についてということになっております。

それでは、次の1ページを御覧いただけますでしょうか。ガス導管事業者の2019年度託送収支の事後評価におきましては、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を昨年11月に実施しまして、超過利潤累積額が一定水準超過した、または乖離率がマイナス5%を超過した事業者の抽出を行ったものでございます。

また、追加的な分析、評価として、本年2月に法令に基づく事後評価において乖離率が

マイナス5%を超過し、既に料金改定を終えた会計年度1-12事業者について、料金改定の届出内容の確認を行った結果、うち4社については内容が妥当とは言い切れないとされたものでございます。

今般、この4社についての期中の実績確認を行うとともに、料金改定を本年3月までに終えた会計年度4-3事業者についても、1-12事業者と同様に料金改定の届出内容の確認を行うというものでございます。

2ページ、3ページにつきましては、昨年度行った事後評価の概要でございまして、4ページも昨年行った事後評価の概要ということで、5ページはストック管理、フロー管理の参考資料ということで、6ページが法令の事後評価を行って、変更命令発動基準に該当した会社ということになっております。

7ページでその後の確認を行ったわけですが、8ページ、9ページの形で4社につきまして、届け出てきた料金改定の需要量と費用というところをそれぞれ確認していたというものでございまして、8ページ、9ページにございますとおり、需要量の妥当性の確認ということにつきましては、2017年度、2019年度の料金における想定需要というものを2017年度、2019年度の実績や2020年度の実績が上回っていたわけですが、新料金の想定需要は旧料金の想定とコロナの影響等に鑑みという説明であったわけですけれども、全く同じような数値というところで、この設定をしていたところに関して御確認いただいていたところでございます。

10ページ、11ページに関しては、費用の確認をいただいていたわけですが、その結果、12ページにございますように、料金値下げが妥当とは言い切れない事業者に対しては、以下を要請することとしてはどうかということで、丸印のついている会社について2021年度の期中に事業者自ら需要量や費用の状況の評価し、実績が想定と乖離している場合には、2022年度の事業開始までに合理的な値下げをすることを要請していたものでございます。

したがって、その結果を今回2021年度の実績、まだ12月になっていないものですから、実績見込みなわけですが、実績見込みを確認したというのが今回の趣旨になっておりまして、13ページ以下になってございます。

14ページ、今申し上げたようにこれら4社の実績見込みを確認いたしましたので、その結果を御報告させていただくものでございます。

15ページ、これら4社の概要を改めて記しておりますが、いずれも規模としては100人以下の比較的小規模な会社になっているところでございます。

17ページでございますけれども、各社の2021年単年度の乖離率の見込みということで、17ページの右下に赤枠囲いで記載していますが、想定単価と比べた2021年度の実績単価見込みというところにつきましては、熱海ガスのほうは実績単価のほうが高いという形になっているのですが、それ以外の会社については実績見込み単価のほうが高いということになっているところでございます。

18ページで各社の2021年度の需要量について、実績と想定と比較をしたところ、以下のとおりということで、3社については実績見込みが想定を上回っていたことが確認されたため、その理由を聴取してございます。それが19ページでございます、こちらはそれぞれの会社について順にいきますと、中遠ガスについては2月の会合においては、足元はコロナの影響により減少傾向で先行き不透明ということで、需要量の見積りの説明があったわけですが、実績ということでいきますと、大口需要家の需要の増加であったり、小口の増加ということによって想定よりも増加したということなのですが、2022年度以降というのは大口需要家の脱落等による減少傾向と考えていると。

袋井ガスについても、2月の時点の想定需要の説明というのは、コロナの影響等により先行き不透明ということで、需要の減少ということで想定してということだったのですが、実績を確認したところ、自動車関連などで回復傾向が見られ、全体として想定を上回る状況ということで、2021年以降も想定を上回る状況は続くのではないかと説明を聴取しているところでございます。

吉田ガスについても、2月の時点での説明ではコロナにより先行き不透明ということであったわけですが、実績を確認したところ、空調の需要増であったり大口工業用の需要増ということで、想定よりも実績が多くなっているということでございまして、大口の需要増などによる増傾向というのは今後も継続し得るものと考えているということで聴取しているところでございます。

また20ページにつきましては、費用について想定と見込みの比較ということでしたところ、この2社に関して実績見込みが想定を下回っているというところなわけですが、これについては21ページで確認しております。

熱海ガスにつきましては、今後実績費用の想定見込みに関しては労務費の増加が見込まれるという説明だったわけですが、こちらに関しましては労務費が実際には減少しているということで、2名増員予定だったが、増員はできていないことが減少要因ということで、今後は増員実行予定ということで、来年度の採用も内定しているという説明を聴取

しているところでございます。

また中遠ガスについては、今後の費用に関しては減価償却費の増加を見込んでいるという説明だったわけですが、減価償却自体は想定と比べて増加しているのですが、それ以外の労務費、修繕費等の減少分が大きかったため、トータルとしては実績見込みが想定を下回ったということで聴取しております。

22ページですけれども、今回この4社全てにおいて2022年度の事業開始までに総括原価方式により自主的に料金値下げを行う意向であるといったことを確認しているところでございます。

続きまして23ページ、乖離率がマイナス5%を超過した会計年度4-3事業者の料金改定届出内容の確認ということで、こちらについては24ページでございますが、会計年度4-3事業者についても1-12事業者と同様の確認を行ったものでございます。

事業者の一覧は25ページのような形になっておりますけれども、27ページを御覧いただきますと、新料金の平均単価が2017年、19年の実績単価に比べて高い事業者が複数確認されているところがございます。

28ページ以下で需要量と費用をそれぞれ確認しておりますが、需要量の妥当性の確認につきましても、事業者から聴取した情報を基に事務局で分析したところ、会計年度1-12事業者のように2017年、19年実績や2020年度の実績見込みが2017年から19年の想定を上回るにもかかわらず、新料金の想定需要というのが旧料金の想定と同一にしているような事業者はならず、各社ともおおむね妥当な想定と考えられるのではないかと。

29ページ、費用の妥当性の確認ということでございますが、こちらの9社についてはおおむね妥当な想定費用と考えられるわけですけれども、2社についてはさらに詳細な確認が必要ではないかということで、さらに詳細な確認を行ったものでございます。

30ページでございますけれども、2社についての費用の確認ということでございますが、2社とも旧料金のずれに比べ、今回の新料金の引下げ原資が小さいことが確認されたため、それについてこの聴取をしております。30ページの右側のような形で事業者から説明があったわけですが、こちら図示した形でお示ししていますが、31ページを御覧いただきますと、北日本ガスについて図示いたしまして、緑の線の矢印が旧料金のずれや減価償却費の減の見込みということで、引下げ原資に相当しているわけですけれども、この赤の部分の超音波メーターの投資の費用増といったところも勘案しますと、青の部分が料金引下げ原資として今回対象になっているということでございます。

同じく32ページ、東日本ガスについては、緑の部分は引下げ分に相当しているわけですが、他方で赤の費用増要因があるため、青のような部分は料金の引下げ原資に相当しているところになっているところでございます。

したがって、34ページでございますとおり、前ページまでの確認結果を踏まえ、今般の料金値下げが妥当とは言い切れない事業者について、以下を要請することとしてはどうかということで、具体的には丸のついている北日本ガス、東日本ガスということでございますけれども、1-12事業者と同様に、2021年度の期中に事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には2022年度の事業開始までに合理的な値下げをすることを要請してはどうかということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山内座長 どうもありがとうございました。それでは、ガス導管事業者の2019年度の託送収支の事後評価、事務局から御説明いただいた内容について御意見、御質問があれば御発言願います。同様にチャット欄に書き込んでいただければと思います。いかがでございましょう。幾つかの事業者について要請するという形になっております。

特によろしゅうございますか。——それでは、これについて特に異論はなかったということでございますので——失礼しました。今、川合委員から御発言の御希望が出ましたので、川合委員、どうぞ御発言ください。

○川合委員 結論としては、私は全く異論がないのですけれども、今回見ていると、総括原価方式を採用せず、届出上限値方式を依然として取りつづけているところにおいて問題が起こっていることを改めて認識しました。

それを洗い替えて今後、総括原価にするというところが結構あるわけですがけれども、届け出上限値方式を取ってくるところが減ってくる中で、これを今後とも制度として許容し続けなければいけないのかというのがいまひとつ分からないのです。規制当局側から見ても、例外を許さず全部総括原価方式に変えていくほうがいいのではないかという気がするのですけれども、その辺をどのように見ていらっしゃるでしょうか。制度に関わる話なので、ここで話すことではないかもしれませんが、認識を教えていただければと思ってお話ししています。よろしくお願いたします。

○山内座長 事務局、いかがでしょうか。

○田中NW事業監視課長 御指摘ありがとうございます。33ページ目を御覧いただけますでしょうか。33ページ目に記載しておりますとおり、総括原価方式については原価を洗

い替えるため、新料金の想定費用はより精緻に算定され、かつ透明性が確保されるところでございまして、

したがって、33ページの米で小さく書いているのでございまして、2021年5月に制度的措置を講じまして、乖離率がマイナス5%を超過した事業者につきましては、託送料金の認可後に総括原価方式での値下げを行っていない場合は、総括原価方式の値下げを行わなければならないこととしたものでございまして、したがって、このような制度的措置により今後は乖離率を超過した事業者については、必ず総括原価方式での値下げを行ってくるものと想定しているところでございます。

○川合委員 理解しました。ありがとうございます。

○山内座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。先ほど言いかけましたけれども、事務局案について反対がなかったということでございますので、この方針で御対応いただくことにしたいと思います。どうもありがとうございました。

予定していた議事は以上ということになります。それでは、この後の進行は事務局でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○田中NW事業監視課長 本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきたいと思っておりますので、御確認のほどよろしくお願いたします。

それでは、第8回料金制度専門会合はこれにて終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——